

平塚湘風高等学校 生徒心得

平塚湘風高等学校の生徒として、本校の教育目標にのっとり、学則をはじめとする諸規定を守り、常に本校生徒としての自覚を持ち、礼儀正しく、品格ある言葉遣いや行動を心がけ、有意義な高校生活を送るように努める。

1 学習

- (1) 自己の目標や進路をしっかりと定め、その達成のために日々努力を重ねる。
- (2) 学習には常に前向きに取り組み、自己の能力の向上を図る。
- (3) 授業内容の理解等が十分でない場合は、先生に質問する等、早期に解決を図る。
- (4) 授業に不必要なものや妨げとなるものを持ち込まない。
- (5) 授業の進行や他の生徒の妨げになる行為をしない。
- (6) 学習成果の定着を図るために家庭学習を心がける。

2 通学

- (1) 常に定められた制服を着用する。
- (2) 余裕を持って登校し、8時40分までに自分の席に着いている。
- (3) 常に交通ルールを遵守し、自他の安全に心がけるとともに周囲の迷惑にならないように心がける。
- (4) 自転車を使用する場合は所定の届を提出し、使用する自転車には必ず指定されたステッカーを貼付し、指定された駐輪場を使用する。
- (5) 原付・自動二輪車・四輪車は使用しない。
- (6) 保護者以外の者が運転する自動車等に同乗しない。

3 校内生活

- (1) やむを得ず遅刻・欠席する場合は、必ず保護者より学校へ連絡する。
- (2) やむを得ず外出・早退する場合は、必ず担任に申し出て許可を得る。
- (3) やむを得ない事情で授業中に教室外に出る場合は、必ず教科担当者の許可を得る。
- (4)ロッカー・貴重品・私物などは各自の責任において管理する。
- (5) 盗難・破損・問題行動等があったり、発見した場合は直ちに関係職員に届ける。
- (6) 校内は常に清潔に保ち、積極的に清掃活動を行う。
- (7) 休日等に登校する場合は、事前に関係職員の許可を受ける。
- (8) 学校内での次の行為は禁止する。
 - ア 暴力行為・いじめ・喫煙・飲酒等の反社会的行為・違法行為
 - イ 危険物や薬物等の持ち込みや販売
 - ウ 学校の許可がない金銭の貸借・徴収・物品等の販売
 - エ 学校の許可がない文書の配布・掲示や集会等の開催
 - オ 学校の許可なく火気等を使用すること
 - カ 学校の許可がない校内の施設・備品の使用
 - キ 許可なく外部の人間を校内に入れること
 - ク 服装のきまりに反する服装をすること
 - ケ 染髪・パーマ・化粧等（マニキュア含む）をしたり、ピアス等の装飾品を身につけたりすること
 - コ 授業中に携帯電話・スマートフォン等の電子機器や音響機器等授業に関係のない物品を使用すること
 - サ 学校生活に不必要なものを持ち込むこと

4 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚を持ち、社会の安心安全に寄与し、諸法令を遵守して、有意義な高校生活を送るように努める。
 - (2) 高校生にふさわしくない飲食店・遊技場等に入入りしない。
 - (3) いかなる理由があっても、飲酒・喫煙・薬物乱用等を行わない。
 - (4) 反社会的な行為を行ったり、その行為を目的とする団体等に参加しない。
 - (5) 夜間の外出はできるだけ避け、夜11時以降は必ず保護者同伴とする。
 - (6) 旅行・登山・キャンプ等は必ず保護者の許可を受け、所定の用紙で届け出る。
 - (7) アルバイトは好ましくないが、やむを得ない場合は学業に支障がない範囲で行い、必ず保護者の許可を得た上で届け出る。
 - (8) 次の項目に該当する場合は、アルバイトを禁止することがある。
 - ア 学業が不振の者
 - イ 理由なく欠席・遅刻・早退の多い者
 - ウ 遠距離のもの
 - エ 住み込みや宿泊を伴うもの
- ※次の項目に該当する場合は禁止とする。
- オ 風俗営業等で風紀上好ましくないもの
 - カ 就業が課業時間や深夜にかかるもの
 - キ 危険を伴うもの
 - ク その他、高校生としての就業にふさわしくないもの
- (9) 原付・自動二輪車・四輪車等の運転免許の取得および車両の使用については次の事項を遵守し、取得した場合は所定の用紙で届け出る。
 - ア 免許の取得に当たっては、保護者と十分に話し合い許可を得る。
 - イ 免許取得のために欠席・遅刻・早退をしない。
 - ウ 制服を着用して乗車または同乗をしない。
 - エ 運転免許を取得した者は、学校内外の交通安全講習等に積極的に参加する。
 - オ 原付・自動二輪車・四輪車等を使用する場合は、常に交通ルールを守り、自他の安全に十分に配慮するとともに、万一の加害事故に備えて必ず保険に加入する。
 - (10) 校外活動・部活動等で他校等を訪れる場合もこの心得を遵守する。

5 諸届

次の場合は、所定の用紙で必ず学校に届け出る。

- (1) 外出・早退する場合
- (2) アルバイトを行う場合
- (3) 旅行・登山・キャンプなどを行う場合
- (4) 自転車での通学を希望する場合
- (5) 運転免許を取得した場合
- (6) 加害・被害を問わず交通事故にあった場合
- (7) やむを得ない事情で異装しなければならない場合
- (8) 校内の施設・備品を破損した場合
- (9) 所持品を紛失したり、盗難にあったりした場合
- (10) 住所その他身上に変更があった場合
- (11) その他、必要のある場合

平塚湘風高等学校 服装等のきまり

平塚湘風高等学校の生徒として、次の項目をきちんと守って高校生活を送ること。

1 服装

(1) 基本的なきまり

- ア 通学時および校内では、定められた制服を必ず着用する。
- イ 制服は、必ず指定された販売店で購入し、改造などは行わない。
- ウ 通学時には、制服の上にコートなどを着用してもよいが、校内では着用しない。
- エ セーター・カーディガン・ベストなどを着用する場合は、ブレザーの下に着用し、ブレザーからはみ出さない程度の長さとする。また、セーターなどを着用する場合にはネクタイ、リボンは見えない状態にする。
- オ コート・セーター類は、高校生らしく華美でないデザインのものとし、色は紺・白・黒・グレー・茶・ベージュのものとする。
- カ パーカー・トレーナーは着用しないこと。(ただし、冬季にパーカーをコート代わりに着用することは可とする。)
- キ 実技教科などで許可された場合を除き、やむを得ない理由で制服の着用ができない場合には、所定の「異装届」を提出して許可を得る。

(2) 男子の制服

- ア 制服は次のものとし、常に4点を正しく着用する。
「シングルで3つボタンのブレザー、グレーベースのチェック柄のスラックス、白無地で襟付きのワイシャツ、指定のストライプ柄のネクタイ」
- イ スラックスの裾を折り曲げたり、短くした状態で着用しない。

(3) 女子の制服

- ア 制服は次のものとし、常に4点を正しく着用する。
「シングルで3つボタンのブレザー、紺ベースチェックの16本車ひだスカートまたはグレーベースのスラックス、白無地で襟付きのブラウスまたはワイシャツ、指定のストライプ柄のリボンまたはネクタイ」
- イ スカートの下にセット・ジャージ・ハーフパンツなどを着用しない。
- ウ スラックスの裾を折り曲げたり、短くした状態で着用しない。

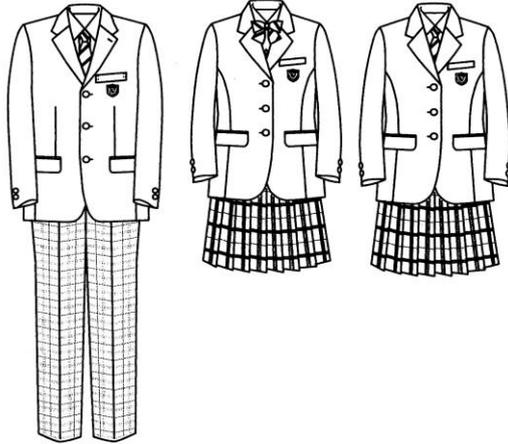
(4) 夏季の服装(6月～9月) ※5月、10月は移行期間とする

- ア 夏季の服装は、制服のブレザーを着用しない状態とする。この場合、ネクタイ・リボンは着用しなくともよい。
- イ 夏季の服装期間のワイシャツやブラウスは半袖のものを着用してもよい。
- ウ 夏季の服装期間は、ワイシャツやブラウスに変えて白無地のポロシャツや開襟シャツを着用してもよい。
- エ 夏季の服装期間に気候等に応じて着衣を重ねるときは、制服のブレザーを着用する。

<標準>

男子

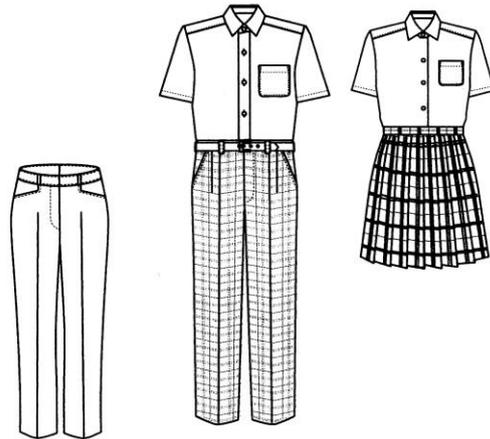
女子



<夏服>

男子

女子



(5) 体育着

体育の実技授業および体育関係行事のときは、指定された体育着（ジャージ・Tシャツ・ハーフパンツ）を着用し、指定されたシューズ（体育館履き・グラウンドシューズ）に履き替える。

2 服装以外の身だしなみ

- (1) 通学用の靴や靴については特に指定しないが、高校生としてふさわしいものを使用する。ハイヒールやサンダル等を使用しない。
- (2) 校内では指定された上履きを使用する。
- (3) 髪は清潔を保ち、染色・脱色・パーマネントウェーブ・剃りおよびそれに準ずる行為をしない。
- (4) 通学時および校内では、化粧（マニキュア含む）等をしない。
- (5) 通学時および校内では、ピアス等の装飾品を身に付けない。
- (6) その他、学校の指示に従う。